

各条例の一部改正の要旨

【情報公開条例】

- 第13条 用語の整理（条項ずれ）
- 第16条 用語の整理（定義のやり直し）
- 第17条 第18条に第6項を加えたことにより、審査会の設置目的をより広義のものに変更
- 第18条 第4項 「参加人」の定義を追加
第6項 審査会の所掌事項を執行する中で明らかになった制度の不備や改善点等に関し、意見書を提出することができる規定を追加
- 第22条 審査会が答申に付帯意見を付す権限を有する旨及び町長が付帯意見に対する措置状況を通知する義務を負う旨の規定を追加
- 第24条 第17条で審査会の設置目的を広義のものに変更したため、それに併せて審議会の設置目的を変更
- 第34条 審査会委員の守秘義務違反に対する罰則については、個人情報保護条例第45条において規定されているが、情報公開審査会においても個人情報等の非公開情報を取り扱う機会が存在すると思われるため、情報公開条例においても罰則規定を追加

【個人情報保護条例】

- 第2条 罰則規定における犯罪の構成要件を明確にするため、条例における用語の定義を、『行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律』と同様に、「個人情報ファイル」「保有個人情報」と変更（横浜地方検察庁から指摘あり）
（第7、9、10、14～19、21～23、25～27、30、43、46条は、定義の変更による用語の整理）
- 第24条 利用停止請求に係る措置について、因果関係を整理し、措置を追加
- 第28条 用語の整理（定義のやり直し）
- 第29条 第30条に第6項を加えたことにより、審査会の設置目的をより広義のものに変更
- 第30条 第4項 「参加人」の定義を追加
第6項 審査会の所掌事項を執行する中で明らかになった制度の不備や改善点等に関し、意見書を提出することができる規定を追加
- 第34条 審査会が答申に付帯意見を付す権限を有する旨及び町長が付帯意見に対する措置状況を通知する義務を負う旨の規定を追加
- 第36条 第29条で審査会の設置目的を広義のものに変更したため、それに併せて審議会の設置目的を変更

H21年度第3回(情)個人学審議会(H21.9.4開催)
にて配布したもの。
(審査会からの意見を基に作成した当初の改正案の要旨)